

カントの「歓待の権利」に内在する植民地主義の視点について

塚野, 慧星
九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻 : 博士後期課程 (教育哲学)

<https://doi.org/10.15017/6768599>

出版情報 : 教育基礎学研究. 15, pp.33-46, 2018-03-26. Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

カントの「歓待の権利」に内在する 植民地主義の視点について

塚 野 慧 星

はじめに

本稿はカントの「歓待の権利 *Recht der Hospitalität*」¹の位置づけを解明することを目的としている。ここでの位置づけとは、単なる概念上の位置づけ以上のことを含意したものである。言うなれば、本稿は歓待の権利を論じたカントの根底にあったであろう関心へと立ち入り、こうした関心から歓待の権利を捉え直すことによって、そこに内在する植民地主義の視点を明るみに出そうとするものである。

1795年、プロイセンが革命フランス政府とのあいだで交わしたバーゼル条約の締結を契機として、カントは「永久平和のために」(1795)を執筆した。本稿の主題となる歓待の権利とは、同論文において言及されたものである。端的に、それは外国人が他国を訪問する権利を定めたものである。ただし、カントは歓待の権利を論じる際、これをあえて「客人の権利 *Gastrecht*」から区別することによって、歓待の権利があくまでも「訪問の権利 *Besuchsrecht*」であることを強調している。

このようにカントが歓待の権利を訪問の権利に限定したことめぐって、カント研究の多くはこれを好意的に解釈し、外国人に対する被植民者の権利を維持しようとする、植民地主義批判の視点をそこに読み込んできた。例えばカント研究者であるP.クラインゲルトはこう述べている。「このように接近する権利を制限することにおいて、カントはヨーロッパ人による不必要な侵略に対する現地人や諸外国の権利を維持しようとしている [Kleingeld 2012: 76-77]。わが国に目を向けるなら、福田俊章が「カントの直接的な意図が植民地主義の批判にあった」と指摘し [福田 2012: 55]、寺田俊郎もまた「カントがヨーロッパ列強による植民地主義に対する批判を念頭に置いている」ことを指摘している [寺田 2012: 4]。最近であれば金慧による次の指摘を挙げることができる。「カントは、世界市民法によってあらゆる人間に訪問権を許容しながらも、あくまでも「訪問」の権利に制限することによって植民地活動を禁止しようと試みたのである」 [金 2017: 121]。

しかし、本論でも述べることとなる通り、実のところ、カントは植民地活動それ自体については否定しなかった。この場合の植民地活動とは、通常われわれが想定するような植民地活動のイメージとは必ずしも一致しないことを、さしあたっては付言しておこう。とはいえ、ヨーロッパ諸国がアフリカやアメリカをはじめとする地域でプランター

ション経営を中心とする植民地支配を展開した18世紀にあって、カントはこうした植民地主義を批判する視点を一方では持ちながらも、他方では植民地主義を許容する視点もまた持ち合わせていたと考えられるのである。しかし、従来のカント研究では後者の視点については十分検討されてこなかった²。それゆえ本稿では、歓待の権利をめぐる議論の読解を通じて、そこに内在する植民地主義の視点を読み解いてゆきたいと思う。

このような関心のもと、本稿は以下のように考察を進めてゆく。第1章では、「永久平和のために」の諸前提を確認した上で、歓待の権利に内在する植民地主義批判の視点を検討する。第2章では、カントが西洋諸国の植民地活動それ自体を否定しなかったという事実に着目し、その背景にある植民地活動をめぐるカントの見解を検討する。第3章では、カントが先住民をどのような存在として捉えていたのか、そしてまた、そこから帰結するものとは何かを検討しながら、歓待の権利に内在する植民地主義の視点を明らかにし出してゆく。

1. 植民地主義批判の視点

まずは、歓待の権利が言及されるところの論文「永久平和のために」の諸前提を確認することから始めよう。

カントが同論文を執筆した直接的な動機は、プロイセンが革命フランス政府とのあいだで交わしたバーゼル条約の締結にあったとされる。ライン以西の領域をすべてフランスに譲り渡すことを交換条件として、ロシアとオーストリアを含むポーランドの東側を分割する許可を得ようと期待していたプロイセンの戦略性が垣間見える同条約は、カントにしてみれば、「将来の戦争の種を密かに宿して締結された平和条約」であって、「決して平和条約と見なされるべきではない」と思われた [Kant 1912 : 343]。こうした動機からカントは、永久平和という理念の必然性に従って「世界市民法 *Weltbürgerrecht*」による体制、すなわち「世界市民的体制 *weltbürgerlichen Verfassung*」を構築する必要があると考え、同論文を執筆することになったのである。

では、世界市民的体制とは何か。「世界市民 *Weltbürger*」という言葉的字義通りに受け取るなら、それは国家を領域とする市民ではなく、世界を領域とする市民を指示するものであると考えられる。こうした理解を前提とするなら、世界市民的体制とは、主権国家の枠組みを超越するようなひとつの体制、カント自身の言葉を借りるなら、「世界共和国 *Weltrepublik*」 [Kant 1912 : 357] を指すものでなければならない。しかし、カントが「永久平和のために」で提唱する世界市民的体制とは、事実上、「諸国連合 *Völkerbund*」 [Kant 1912 : 354] であった。すなわち、主権国家の相互の独立を前提とするような諸国連合である。このように明らかに矛盾するカントの語りをどのように解釈するかについては、カント研究においても見解が分かれるところであるが、この問題を主題として論じた寺田俊郎の解釈はこの点を正當に指摘していると思われる。「主権国家を前提とする

世界体制を動かしがたい前提としたために、カントは「積極的理念」である世界共和国に代わって諸国連合という「消極的代用物」を提唱せざるをえなかった」[寺田 2010 : 18]³。

カントが世界市民的体制を理念として目指しつつ、諸国連合という代用物を提唱したことの帰結として、世界市民法もまた諸国連合を前提とする法として構想されることになる。カントが歓待の権利に言及する文脈とは、このような意味での世界市民法について語る場面である。カントは世界市民的体制の実現に向けて必要となる確定条項のひとつを「世界市民法は普遍的な歓待を促す諸条件に制限されるべきである」[Kant 1912 : 274] と定めた上で、次のような説明を加えている。

この条項においても先の諸条項と同様、提起されているのは博愛ではなく権利である。そして、ここで歓待（もてなし）とは、他国の土地に足を踏み入れたという理由で敵意をもって扱われない外国人の権利と解される。当国民は、破滅をもたらさないようにする限りで外国人を拒絶することができる。しかし、外国人はその場で平和に振舞う限り、敵意をもって扱われてはならない。もっとも、外国人が要求することができるのは、客人の権利 *Gastrecht*（そのためには、彼を当面の間は家族として扱うような、特段に好意のある契約が必要とされるだろう）ではなく、訪問の権利 *Besuchsrecht* である [Kant 1912 : 357-358]。

カントによれば、歓待とは「他国の土地に足を踏み入れたという理由で敵意をもって扱われることのない外国人の権利」であるとされる。端的に、それは外国人が他国を訪問する権利を定めたものである。ただし、外国人が他国を訪問する際、歓待の権利はいかなる理由であっても敵意をもって扱われないことを保証するものではない。たしかに外国人は他国を訪問することができるが、それは「その場で平和に振舞う限り」のことではなければならない。仮に外国人が平和に振舞わない場合、当国民は、破滅をもたらさないようにする限りで外国人を拒絶できるとされる。

ここで注目すべきは、カントがこうした歓待の権利を「客人の権利」から区別していることである。客人の権利とは、外国人が他国で家族として扱われる権利であるとされるが、「永久平和のために」の2年後に出版された『人倫の形而上学』（1797）では、これが「定住権 *Recht der Ansiedelung*」を指すものであると言明されている [Kant 1914a : 353]。たとえ外国人であっても、まるで家族であるかのように他国の土地に定住する権利を持つとするなら、それは普遍的な歓待と呼びうるものであろう。しかし、カントは最終的には普遍的な歓待が実現されることを望んではいるが、少なくとも現下の時代状況において、歓待はあくまでも訪問のみに限定されなければならないと考えた。つまり、歓待の権利とはあくまでも外国人が他国を訪問する権利であって、この点を強調してカ

ントはこれを「訪問の権利」と呼ぶのである。

カントが歓待の権利を訪問の権利に限定した理由については明快である。カントによれば、世界市民的体制を実現するためには「先住民との交流」が必要となる。なぜなら、「このようにして遠隔の諸大陸も相互に平和な関係を結び、その関係が最終的には公的かつ法的なものとなり、ついには人類をますます世界市民的体制に近づけることを可能にする」からだ [Kant 1912 : 358]。外国人が他国を訪問する権利をカントが求めるのは、このような理由からである。しかし、カントの見るところによれば、西洋諸国が他国を訪問する際に示す振る舞いは非友好的なものであった。カントは大航海時代における西洋諸国の植民地活動を次のように非難する。

これに関してわれわれの大陸の文明化された国家、とりわけ商業国家の非友好的な振る舞いを比較するなら、彼らが他の土地や民族を訪問する際に（彼らにとって訪問は征服と同一である）示す不正行為は、恐るべき段階にまで及んでいる。アメリカ、黒人諸国、香料諸島、喜望峰などが発見されたとき、彼らにとってそれらは誰の土地でもなかった。なぜなら、彼らはその住民を無きものと考えたからである [Kant 1912 : 358]。

カントによれば、西洋諸国は他国を訪問し、その土地の本来の所有者である先住民を無きものと考えた。つまり、本来ならば先住民が所有するところの土地に定住しようとしたのであり、事実上、それは征服に他ならなかった。こうした西洋諸国の不正行為を前にするとき、歓待の権利を無条件に認めることはできないだろう。歓待の権利の想定する外国人とは、植民者たる西洋諸国のことであり、彼らの不正行為に歯止めをかけるため、カントは歓待の権利をあえて訪問の権利に限定したのである。

このようにカントは世界市民的体制の実現を目指しつつ、植民地主義批判の視点から、歓待の権利を訪問の権利に限定しようとした。世界市民的体制を実現する上で先住民との交流が必要であり、そのためには外国人が他国を訪問する権利が不可欠となる。しかし、他国を訪問する権利を征服の権利であるかのように見なす西洋諸国を念頭に置いて、カントは歓待の権利があくまでも訪問の権利であることを強調したのである。しかしながら、次章で述べることとなる通り、カントは植民地活動それ自体については否定しなかった。カントは西洋諸国の非友好的な振る舞いを非難しながらも、植民地活動の内に積極的な意義を見出しているのである。そこで次章では、植民地主義に対する批判に先立って、そもそもカントが植民地活動をどのように捉えていたのかを検討したい。

2. 商業精神に基づく民族間の関係

植民地活動をめぐるカントの見解を伺う上で、『人倫の形而上学』の「祖国および外国に対する市民の法的関係」においてカントが次のように述べている箇所は示唆に富む。

領主は、その国で生まれた人から妬みの眼差しを向けられようとも、外国人（植民者 *Kolonisten*）の移民と居住を優遇する権利を持つ。ただしそれは、その国で生まれた人による土地の私的所有が狭められない場合に限られる [Kant 1914a : 338]。

歓待の権利の想定する外国人とは何よりもまず植民者を指し示すものであったことが、端的にここで示されている。それはまた、クラインゲルトがこの箇所を根拠として述べる通り、「カントが植民地を建設することそれ自体に反対してはいない」 [kleingeld 2012 : 76] ことの証左でもある。カントによれば、被植民国の領主は外国人（植民者）の移住と居住を優遇する権利を持つとされる。たとえその国で生まれた人から妬みの眼差しを向けられようとも、である。それは「その国で生まれた人による土地の私的所有が狭められない場合に限られる」のだが、われわれとしてはまずもって、このようにカントが植民地活動それ自体を否定していないという点を強調しておきたい。

では、カントが植民地活動それ自体を否定しなかったのはなぜか。西洋諸国が植民地において示す不正行為を前にして、カントはこれを否定することもできただろう。しかし、カントは植民地活動の内に積極的な意義を見出そうとしているようである。こうした関心は「永久平和のために」において歓待の権利が論じられる確定条項の第1補説において示されている。

カントがここで直接的な主題とするのは「自然 *Natur*」である。この場合の自然とは、「運命 *Schicksal*」や「摂理 *Vorsehung*」とも言い換えられるような、合目的性を備える世界の進行過程のことである [Kant 1912 : 360-361]。同節の関心は、こうした自然が世界市民的体制の実現と不可分な関係にあることを、歴史分析を通じて論証しようというものである。では、自然はどのような仕方で世界市民的体制を実現するのだろうか。この点についてカントは次のように述べている。

自然は人間が地上の至るところで生活することができるよう配慮したが、同時にまた、人間がその傾向性に反してもなお至るところで生活すべきことを独断的に望んだのである。そして、このなすべきことは、義務概念を同時に前提として、この義務概念が道徳法則を用いて人間を拘束するのではなく、—— 自然はこうした目的を実現するために戦争を選択したということなのである [Kant 1912 : 364]。

「自然は人間が地上の至るところで生活することができるよう配慮した」とは、不毛な

土地でさえも人間が生活することができるよう、自然が動植物をこれらの土地に配置したという事態を指している。しかしまた、自然は「人間がその傾向性に反してもなお至るところで生活すべきことを独断的に望んだ」とされる。ここでカントが念頭に置いているのは、人間がそもそも地上の至るところで生活してはいなかった光景である。人間は自らに与えられた位置で生活する傾向性を持つにも関わらず、自然はそうした人間が地上の至るところで生活するよう駆り立てたのであって、そのために自然は戦争を選択したというのである。

ただし、カントはこのように自然が戦争を選択したことを積極的に受け入れつつも、「われわれ自身の意志によってある民族と隣り合う場合」には、外国人が「暴力」を通じて植民地を建設することがあってはならないと述べている点を付言しておこう [Kant 1914a : 266]。金慧も述べる通り、カントは民族間の隣接が生じる要因を「自然や偶然」と「意志」とに分けており、入植によって生じる隣接を「意志」によるものと見なしている [金 2017 : 117]。カントはたしかに戦争（あるいは暴力）を選択した自然を正当化しているが、それはあくまでも他者と隣り合うことが自然によって避けられない場合であって、そこに植民地を建設しようとする意志が介在する場合には認められないと考えているのである。

したがって、カントにとって、戦争を選択した自然を正当化する議論は相対的に重要ではない。むしろカントは、自然が人間を地上の至るところで生活するよう駆り立てるにあたって、戦争とは異なるもうひとつの手段としての「商業精神 *Handelsgeist*」を用いたことを指摘し、これを積極的に評価しようとする。

自然は賢明にも、各々の国家の意志が、国際法を根拠としてまで、策略や暴力によって諸民族を自己の下に統一したいと思っている諸民族を分離している。同様に自然は他方、相互の利己心を通じて諸民族を結合しているが、それは世界市民法の概念では暴力と戦争に対して生じえなかったであろうものである。それは戦争とは両立しえない商業精神であるが、これは遅かれ早かれあらゆる民族を支配するようになるだろう。なぜなら、国家権力の下にある全ての権力（手段）の内で、おそらく最も信頼できる権力は貨幣権力であるから、それゆえ諸国家は、自分自身が（もちろん必ずしも道徳性の動機によるのではないが）高貴な平和を促進するよう迫られ、そして、世界のどこであれ戦争勃発の恐れがあるときには、まるでそのために永続的な同盟関係にあるかのように、調停によって戦争を防止するよう迫られている [Kant 1912 : 368]。

「自然は賢明にも、各々の国家の意志が、国際法を根拠としてまで、策略や暴力によって諸民族を自己の下に統一したいと思っている諸民族を分離している」という一文にお

ける国際法とは、当時、多数の国家が勢力拡大を求めて相互に離合集散を繰り返す中にあって、主権国家を構成単位とする国際秩序を定めたウェストファリア条約のことを指していると推察される。カントにおいては、こうして諸民族を分離する国際法の成立もまた自然によるものであると考えられている。

しかしまた、自然は諸民族を分離しているのみならず、「相互の利己心を通じて諸民族を結合している」とされる。そこで自然が用いる手段として焦点化されるのが商業精神である。カントによれば、人間が地上の至るところで生活することが可能であったのは、そもそも自然が商業精神という手段を用いたからであった。その根拠としてカントが想定するのは、塩と鉄をめぐる原始的な通商である。「塩と鉄が発見されると、これがおそらく様々な民族間の通商で広範囲に求められた最初の商品となり、こうした通商によって彼らは初めて相互に平和な関係に導かれ、遠く隔たった人々とでさえも互いに協調し、交際し、平和な関係を結ぶようになったのである」[Kant 1912: 364]。カントによれば、人間は塩と鉄を民族間で取り引きすることを通じて、地上の至るところで生活するようになり、互いに隔てられた民族間で平和な関係を結ぶようになった。要するに、たとえ商業精神に基づく民族間の関係であっても、それは戦争を防止しうる「永続的な同盟関係」を構築するという点で評価に値するのであって、さらに言えば、こうした関係はカント自身が力説する「世界市民法の概念では暴力と戦争に対して生じえなかった」であろう平和を促進するという意味で、重要な位置づけを与えられるのである。

前章でも述べた通り、カントが現下の西洋諸国の非友好的な振る舞いを非難していることは確かである。歓待の権利を訪問の権利に限定したのも、このような理由からであった。しかし、カントが世界市民的体制を実現する上で商業精神に基づく民族間の関係を重視していたことは明らかである。この点についてはJ. ハーバーマスもまた「カントは、情報、人、商品の交流を通じて促進される社会の相互依存の内、とりわけ通商の拡大の内に、諸民族の平和な統合へと向かう傾向を見出している」と述べる通りである。もちろん、「加速度的な資本主義的産業化の進展の中でやがて高まってゆく社会的緊張が、国内政治を階級闘争によって苦しみ、対外政治を好戦的な帝国主義の道へと導くことになる」ということを、カントは予測できなかった」のであるが [Habermas 1997: 199]。

いずれにせよ、われわれは次のように断言してよいだろう。カントが植民地活動それ自体を否定しなかったのは、商業精神に基づく民族間の関係が平和な関係を構築するという視座に由来するものであった。ただし、カントはこうして植民地活動の意義を積極的に認めているとはいえ、それはあくまでも平和に実行されなければならないと考えている。それゆえカントは西洋諸国が先住民の土地を取得する際の「契約 Vertrag」の必要性を説いている。「先住民が（ホッテントット、ツングース、多くのアメリカの民族のように）広大で荒れた地域によって生計を立てている遊牧民や狩猟民なら、開拓が可能で

あるのは暴力によってではなく、もっぱら契約によってであるだろう」[Kant 1914a : 353]。

しかし、このような留保にも関わらず、植民地活動をめぐるカントの見解についてはさらなる考察を行う必要があると思われる。次章で述べることとなる通り、カントは一方では西洋諸国の非友好的な振る舞いを非難しているが、他方では先住民の非友好的な振る舞いについても非難している。商業精神に基づく民族間の平和な関係を構築してゆく上で、カントが先住民の非友好的な振る舞いを非難しているということ、このことが持つ意味は決して軽くはない。最後となる次章では、カントが先住民をどのような存在として捉えていたのか、そしてまた、そこから帰結するものとは何かを検討してゆきたい。

3. 植民地主義の視点

カントは「永久平和のために」において歓待の権利を論じる文脈で、先住民の非友好的な振る舞いについて次のように述べている。

この地表で居住することのできない部分、すなわち海と砂漠はこうした友好関係を分断しているが、船やラクダ（砂漠の船）はこの無人地帯を超えて互いに接近することを可能にし、人類が共有している地表の権利を、いずれ可能となる交流のために利用しているのである。海岸でのもてなしの悪さ（例えばバーバリ人）、すなわち近海の船を略奪したり、漂着した船員を奴隷にすること、あるいは、砂漠でのもてなしの悪さ（アラビアのベドウィン人）、すなわち遊牧民への接近を略奪の権利と見なすことは、自然法に反している [Kant 1912 : 358]。

ここでの「人類が共有している地表の権利」とは、カントが『人倫の形而上学』において語ることとなる「根源的共同所有 *ursprüngliche Gesamtbesitz*」と関連するものである。これは「人間が根源的に（すなわち選択意志の一切の法的行為に先立って）土地を適法に所有している」ことを指し示す概念であり、またそのような「権利」とであるとされる。カントがこの権利を演繹する仕方は、地表が「球面 *Kugelfläche*」であるという事実に基づく極めて単純なものである。「仮に地表が無限の平面であったなら、人間はそこに散らばることができた」であろうが、地表は球面であるがゆえに原初において「あらゆる場所は一体」であって、それゆえ人間は根源的には土地を共同で所有しているとカントは考える [Kant 1914a : 262]。

外国人が他国を訪問する権利についてカントが述べることができるのは、そもそもこうした根源的共同所有を根拠としているためである。「訪問の権利は、地球表面の共同所有権に基づいて互いに友好を結び合うよう、あらゆる人間に備わる権利である」[Kant

1912 : 358]。なお、歓待の権利は根源的所有を根拠としているとはいえ、このことによって外国人が他国の土地を所有する権利が正当化されるわけではない。ここでカントが述べているのは、人間は根源的には土地を共同で所有する権利を持つものだから、こうした権利に基づいて他国を自由に訪問することは自然法に適った行為だということである。したがって、バーバリ人やベドウィン人のように、他国を訪問する外国人を無条件に拒絶しようとする先住民の振る舞いは、自然法に反する行為として非難されることになる。

カントは西洋諸国の非友好的な振る舞いについても非難しており、先住民の非友好的な振る舞いを一方的に非難しているわけではない。むしろこれまでの議論に鑑みれば、カントは西洋諸国の非友好的な振る舞いの方を強く非難しているようにさえ見える。しかし、果たしてそのような見方に終始するものであると言えるだろうか。

ここで問題にしたいのは、カントが歓待の権利を含めた確定条項を論じる前提として、次のように述べている箇所である。「相互に交流することのできるあらゆる人間は、何らかの市民的体制に属していなければならない」[Kant 1912 : 349]。すでに見た通り、カントは世界市民的体制を実現する上で西洋諸国が先住民と交流する必要があると考えていた。しかし、交流可能な者は、そもそも市民的体制に属していなければならない。逆に言えば、市民的体制に属していない人間、バーバリ人やベドウィン人のような先住民は、交流不可能な者と見なされる。カントによれば、市民的体制に属していない人間は「自然状態」にあるとされる。この場合の自然状態とは、ホッブズの意味での「戦争状態 *Zustand des Krieges*」⁴のことであり、これは「敵対行為の脅威のある状態」を指している。その上でカントは次のように言う。「平和状態の保証を求められたにも関わらず、他方の隣人がそうしない場合に、一方の隣人はその隣人を敵 *Feind* として扱うことも可能である」[Kant 1912 : 348-349]。

これは極めて重要な観点である。われわれはこれを『人倫の形而上学』における「不正な敵 *ungerechten Feind*」をめぐるカントの議論と併せて理解しなければならないだろう。

不正な敵に対する国家の権利には限界がない（質の上ではともかく、量すなわち程度の上では）。つまり、侵害を受けた国家は、あらゆる手段に訴えることはできないとしても、自分のものを守るために、それ自体として許される手段を自分の力が及ぶ限りで用いることができる [Kant 1914a : 349]。

さしあたって、これが単なる正当防衛を根拠づける箇所ではないことを強調しておきたい。カント自身も留意する通り、不正な敵とは、実際に敵対行為を働くこととは無関係に、敵対行為の脅威のある状態としての「不正状態」にある者を指している [Kant

1914a : 350]。そして、こうした不正な敵に対して、国家はそれ自体として許される手段を自分の力が及ぶ限りで用いることができるとカントは述べるのである。この文脈においてカントは明言していないが、その手段には戦争も含まれていると推察される。カントは「殲滅戦争」や「征服戦争」を認めてはいないが、「防衛手段」としての戦争についてはこれを認めている [Kant 1914a : 347]。

前章でも述べた通り、カントは西洋諸国が先住民の土地を取得する際に契約が必要であることを主張し、植民地を建設する手段としての戦争を禁止していた。しかし、カントはその裏側で、先住民が不正な敵であるという理由に基づいて、西洋諸国が彼らに対して行う戦争を暗に認めている。西洋諸国が他国を訪問し、先住民との交流を重ねながら、世界市民的体制の実現へと向かう光景をカントは描いていた。しかし、こうしたことが可能であるためには、相互に交流する者が市民的体制に属していることを前提としなければならない。だからこそバーバリ人やベドウィン人のような先住民は、世界市民的体制の実現を阻む敵と見なされるし、このために西洋諸国が彼らに対して行う戦争が認められることにもなりうるのである。

とはいえ、このことは先住民を排除しようとする意図によるものではない。むしろカントが意図しているのは、たとえ戦争を通じてであっても、先住民を市民的体制へと移行させることなのである。「仮にある民族が内部の不和によって公法の強制下に入るよう強いられていない場合であっても、戦争が外部から公法の強制下に入るよう強いるだろう」。こうして先住民は市民的体制を形成することによって、「自己を圧迫する他民族」に対して「力」でもって対抗することが可能となる [Kant 1912 : 365]。ただし、ここに示されるような先住民の側に拠って立つカントの見解は物事の反面にすぎないと思われる。なぜなら、先住民を市民的体制へと移行させることはまた、西洋諸国の「権利」を保証することを含意しているからだ。

諸民族は自然状態において（すなわち外的法則への非従属において）、互いに隣接することにおいてすでに害を与えている。それゆえ各民族は自らの安全のために、その権利が保証されうる場として、市民的体制に類似した体制に一緒に入ることを、他の民族に対して要求することができるし、また要求すべきである [Kant 1912 : 354]。

自然状態にある人間は「互いに隣接することにおいてすでにすでに害を与えている」のであって、市民的体制に属している人間にとってそれは「敵対行為の脅威のある状態」である。カントによれば、それは西洋諸国が安全に存在するための権利を侵害している状態でもある。当然のことながら、この権利には、歓待の権利も含まれているだろう。「他国の土地に足を踏み入れたという理由で敵意をもって扱われることのない外国人の

権利」が保証されるためには、訪問先の人間が交流可能な者であることを前提としなければならない。

このような視座に立脚するとき、カントが植民地を建設する手段としての戦争を禁止していることを強調して、歓待の権利の内に植民地主義批判の視点を単純に読み込むことは不可能となるだろう。カントは商業精神に基づく民族間の関係が平和な関係を構築するという視座から、西洋諸国の植民地活動それ自体については否定しなかった。要するに、どのような動機に基づくのであれ、西洋諸国が先住民と交流することの内に、世界市民的体制の実現可能性を見出していた。カント自身が留意する通り、先住民と交流することにおいて、西洋諸国は戦争という手段に訴えるべきではない。しかし、カントはその裏側で、先住民との交流をそもそも可能にする条件として、彼らを市民的体制へと移行させる戦争を認める論理を密かに準備しているということ、この点にわれわれは目を向ける必要がある。カントは植民地を建設する手段としての戦争を禁止するその裏側で、植民地活動それ自体の意義を積極的に認め、これを推し進めることを強く望んでいるのである。

最後に、こうした観点を広い視座の下で捉え直しておこう。O. ダンによれば、18世紀ドイツでは啓蒙思想の影響下で、文筆文化を通じて教養社会が形成され、この教養社会を基礎として愛国主義の精神もまた涵養されていったとされる [Dann 1993 : 36-56]。しかし、カントはこうした愛国主義とは無縁であった。加藤泰史が明らかなる通り、カントは愛国主義が原理的に危険性を孕むことを洞察しており、それは積極的な政治的役割を担いうるものではないと考えていた [加藤 2007 : 103]。したがって、先住民に対する否定的な眼差しは、自国の文化を特権化するような愛国主義に由来するものではない。むしろそれは世界市民的体制の実現という高尚な理念を掲げたことに由来するものであろう。カントは世界市民的体制を実現するにあたって諸国連合をその代替物として提唱したが、最終的には主権国家の枠組みが消滅することを望んでいた。つまるところ、カントは自国の文化を特権化しなかったのと同様、他国の文化を尊重することにも関心がなかったのである。カントの関心はもっぱら、交流可能な者たちが世界市民的体制の実現へと向けて歩んでゆくことにあった。そうであるからこそ、交流不可能な者と見なされる先住民は、市民的体制に移行すべき者として、さらに言えば、世界市民的体制の実現を目指す者たちの輪に包摂されるべき者として、只々語られるだけなのである。

おわりに

以上、本稿は歓待の権利に内在する植民地主義の視点を検討してきた。カントは世界市民的体制の実現を目指しつつ、植民地主義批判の視点から、歓待の権利を訪問の権利に限定しようとした。ただし、カントは商業精神に基づく民族間の関係が平和な関係を構築するという視座から、西洋諸国の植民地活動それ自体については否定しなかった。

その際、カントは西洋諸国が先住民の土地を取得する際に契約が必要であることを主張し、植民地を建設する手段としての戦争を禁止していることを、改めて強調しておこう。しかし、先住民との交流を可能にする条件として、彼らを市民的体制へと移行させる戦争を認める論理をカントは密かに準備していることにも目を向ける必要がある。したがって、われわれが何よりも強調すべきは、カントは植民地を建設する手段としての戦争を禁止するその裏側で、植民地活動それ自体の意義を積極的に認め、これを推し進めることを強く望んでいることなのである。

近年、国内外の政治哲学者たちの中で、カントの世界市民論を再考する機運が高まっている。著名な政治哲学者たちがカントの世界市民論を論じた『永久平和 — カントの世界市民的理想についてのエッセイ』（1997）の編者のひとりである M.L. バッハマンは次のように述べている。「カントの政治的な『平和論』は、たしかに近世哲学史においてカントを認知し、カントに抜きん出た地位を与えるための根拠となるようなテキストには数えられない。それにもかかわらず、時事的な著作とみなして、これに周延的な重要性しか認めないとすれば、それは大きな誤りであろう」[Bachmann 1997: 60]。カントの世界市民論が持つ積極的意義を見出そうとする読解は、それ自体として意味があることは確かである。しかし、本稿の試みは、こうした読解にある種の留保を突きつけるものであろう。世界市民的体制の実現という高尚な理念を掲げたカントが、その実現を阻む先住民に対して否定的な眼差しを向けていたこと、このことが持つ意味を改めて問わなければならない。

こうした観点は、実のところ、政治哲学をめぐる議論に留まるものではない。例えばカントは『教育学』（1803）において「教育計画のための構想は世界市民的 *kosmopolitisch* になされなければならない」と述べている。ここでの世界市民的とは、たとえ「私的利益」を犠牲にしてでも「公的利益」を追求する姿勢を指している。要するに、教育計画のための構想においては「人類の将来的により善い状態」を目指すことが重要だということである [Kant 1923: 448]。カントが教育学を論じるにあたって個人よりも人類の次元を重視していることは周知のことであるが、それはカントが教育計画を世界市民的に構想しようとしたことに由来する。しかし、まさにこのことによって、個人は「粗暴さ」を備えた存在であることが強調され、個人からこうした粗暴さを「取り除く」ことこそ、教育がまずもって取り組むべき課題として語られることになるのである [Kant 1923: 442]。

ここに見た教育学をはじめとして、カントの世界市民論はその思想の内に深く根を下ろしている。われわれはカントの世界市民論が持つ積極的意義を見出すことよりむしろ、それが内在する危うさに今一度目を向け、これをカントの思想に位置づけ直す必要があると思われるのである。

参考文献

- 加藤泰史 2007 「カントと愛国心 —— パトリオティズムとコスモポリタニズムの間 —— 」日本カント協会編『日本カント研究 8 カントと心の哲学』理想社、85-105頁
- 金慧 2017 『カントの政治哲学 —— 自律・言論・移行』勁草書房
- 寺田俊郎 2010 「カントはなぜ世界共和国ではなく国際連盟を提唱したのか」拓殖大学研究所『拓殖大学論争 人文・自然・人間科学研究』第23号、5-23頁
- 寺田俊郎 2012 「世界市民の哲学としてのカント哲学」『現代カント研究12 世界市民の哲学』晃洋書房、1-25頁
- 福田俊章 2012 「世界市民と国家の「外部」 —— カントの自律概念の法的・政治的展開をめぐって」『現代カント研究12 世界市民の哲学』晃洋書房、26-46頁
- Bachmann, M.L. 1997 “Kant’s idea of peace and the philosophical conception of a world republic”, Bohman, J. and Bachmann, M.L. (ed.) *Perpetual peace : essays on Kant’s cosmopolitan ideal*, MIT Press, pp.59-77. (舟場保之訳 2006 「カントの平和理念と世界共和国の法哲学構想」J. ボーマン・M.L. バッハマン 紺野茂樹 (他) 訳 『カントと永久平和 —— 世界市民という理念について』未来舎、81-106頁)
- Benhabib, S. 2004 *The rights of others : aliens, residents, and citizens*, Cambridge University Press. (向山恭一訳 2006 『他者の権利 —— 外国人・居留民・市民』法政大学出版局)
- Habermas, J. 1997 *Die Einbeziehung des Anderen : Studien zur politischen Theorie*. Suhrkamp. (高野昌行訳 2004 『他者の受容 —— 多文化社会の政治理論に関する研究 —— 』法政大学出版局)
- Kant, I. 1912 “Zum ewigen Frieden Ein philosophischer Entwurf von Immanuel Kant”, *Kant’s gesammelte Schriften*, Bd. VIII, Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften. (遠山義高訳 2000 「永久平和のために」『カント全集14』岩波書店)
- Kant, I. 1914a “Die Metaphysik der Sitten”, *Kant’s gesammelte Schriften*, Bd. VI, Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften. (樽井正義・池尾恭一訳 2002 「人倫の形而上学」『カント全集11』岩波書店)
- Kant, I. 1914b “Die Religion innerhalb der Grenzen der bloßen Vernunft”, *Kant’s gesammelte Schriften*, Bd. IV, Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften. (北岡武司訳 2000 「たんなる理性の限界内の宗教」『カント全集10』岩波書店)
- Kant, I. 1923 “Immanuel Kant über Pädagogik. Herausgegeben von D. Fridrich Theodor Rink Königsberg, bey Fridrich Nicolovius, 1803”, *Kant’s gesammelte Schriften*, Bd. IX, Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften. (北岡武司訳 2001 「イマヌエル・カント教育学について —— フリードリヒ・テオドーア・リンク博士編集」『カント全集17』岩波書店)
- Kleingeld, P. 1998 *Kant and Cosmopolitanism : The Philosophical Ideal of World Citizenship*, Cambridge University Press.
- Dann, O. 1993 *Nation und Nationalismus in Deutschland 1770-1990*, C.H. Beck. (末川清 (他) 訳 1999 『ドイツ国民とナショナリズム』名古屋大学出版会)

〔注〕

1. カントのテキストに“Recht der Hospitalität”というそのままの表現は登場しないが、「歓待とは、(…) 外国人の権利と解される」[Kant 1912 : 357-358] と述べられることから、本稿ではこのように「歓待の権利 Recht der Hospitalität」と表現している。「歓待の権利」という表記はカント研究においても一般的である。
2. クラインゲルトは「カントは植民地を建設することそれ自体に反対してはいない」[kleingeld 2012 : 76] ことを認めているが、この点についてそれ以上の立ち入った考察を行っていない。また、

アメリカの政治哲学者である S. ベンハビブは「カントの世界市民的権利（歓待の権利：筆者注）の公式化を動機づけたものは、安全な場所を求めている貧しい人々、弾圧された人々、迫害された人々、抑圧された人々の必要への配慮ではなく、ほかの民族との接触を求め、世界の他の部分の豊かさを専有しようとする、ヨーロッパ人の啓蒙的な関心だった [Benhabib 2004 : 37] と述べている。ただし、ベンハビブの主要な関心は歓待の権利の持つ現代的意義の方であって、カント自身の内的な関心については十分な考察を展開していない。

3. この主要な根拠としては以下の一節。「互いに関係を持つ諸国家にとって、単に戦争しか含まないような無法な状態から脱却するためには、理性に従う唯一の方法以外にはありえない。つまり、個々の人間と同じように、国家もその未開な（無法な）自由をあきらめて公的な強制に順応しながら、ひとつの（もちろんたえず増大してゆくところの）、最終的には地上のあらゆる民族を包括するに至るであろう国際国家（*civitas gentium*）を形成するという方法である。しかし、諸国家は国際法の理念に基づいてこの方法を採用しようとしないで、それゆえ一般論としては正しいことを、具体論としては退けるために、ひとつの世界共和国という積極的理念の代わりに（すべてが失われてしまわないためには）戦争を防止し、たえず持続的に拡大する連盟という消極的に代用物のみが、敵意に満ちて法を嫌うような傾向性の流れを阻止できるのである」 [Kant 1912 : 357]。
4. ただし、カントは自然状態を「万人の万人の対する戦争」と表現したホッブズとの違いを念頭に置きながら、「現実の敵対行為」を含意する「戦争」という表現を避けるため、このようにあえて「戦争状態」と表現している。とはいえ、カントはこうした表現上の留意を除けば、基本的にホッブズの定式に「誤りはない」ことを認めている [Kant 1914b : 97]。